

## 平成 22 年度警察庁所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況について

平成 23 年 10 月

警 察 庁

「公益法人の指導監督体制の充実等について」(平成 13 年 2 月 9 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)において、各府省は、所管特例民法法人に対する立入検査を少なくとも 3 年に 1 回実施し、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を公表することとされている。

今般、本申合せに基づき、平成 22 年度における警察庁所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況を取りまとめたので、公表する。

### (1) 総括表

所管法人数	立入検査実施法人数	改善すべき点のあった法人
45 法人	39 法人	5 法人

### (2) 改善すべき点のあった法人の内訳

改善すべき点のあった法人	改善すべき点のあった法人の内訳			
	法人運営面で問題のあった法人	事業の内容・実施等の面で問題のあった法人	財務・会計面で問題のあった法人	その他
5 法人	0 法人	2 法人	4 法人	0 法人

### [ 主な指摘事項と改善措置 ( 予定を含む ) ]

#### ( 事業実施面 )

- ・ 公益事業の規模が総支出額の 2 分の 1 を大きく下回っている。( 事業計画に基づき確実に事業を実施して、指導監督基準を満たす規模になるよう指導 )

#### ( 財務・会計面 )

- ・ 内部留保水準が 30% を大きく上回っている。( 事業規模の拡大等により内部留保の解消を図るよう指導 )

(3) 立入検査の実施状況(平成20年度~平成22年度)

所管法人数	立入検査実施法人数	立入検査実施率(%) (実施法人数/所管法人数×100)
45 法人	45 法人	100%

(注) 立入検査実施法人数は、平成20年度~平成22年度の3年間に立入検査を実施した法人の実数である。